

## 青野川水源地計画の黎明－青野ダム前史－

三田市史近代史部会執筆委員・神戸大学文学部准教授 河島 真

### 1. 神戸市の水道計画

#### (1) 近代社会にとって水道とは

- ①安全かつ衛生的な生活用水(飲料水)の確保
- ②近代化にともなう都市人口の増加に対応する十分な生活用水の確保

**水道法**(1957年6月15日公布、2006年6月2日最終改正)

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

#### (2) 近代神戸の水道事業

##### ①神戸市水道事業の開始(1905(明治38)年)

給水開始(烏原水源→奥平野浄水場／布引水源→北野浄水場)

1人1日当たりの使用量を3立法尺(約83.5ℓ)と見込む

→25万人の市民への給水が可能

but.①神戸市の人口増加(1889年＝13万4000人、1907年＝36万3000人)

②水道使用料の増加(1人1日当たり5立法尺(139.1ℓ)以上)

水道拡張の必要

→神戸市の場合山と海が接している地形上の特質から市内を流れる河川からの取水(十分な水量の確保)が困難→水源を市外へ求める

##### ②第1回拡張計画(1921(大正10)年完了)

千苺貯水池の築造(1919(大正8)年)

千苺貯水池→千苺導水路→上ヶ原浄水場→上ヶ原送水路→神戸市内  
(約15km)(武庫郡甲東村)(約18km)

第1回拡張計画は、1人1日当たりの使用量を5立方尺(約139.1ℓ)と見込み、既設水源と合わせて50万人(10万戸)への給水を可能とする計画。そのうち千苺貯水池は6万4000戸、32万人への給水を担う主水源。

##### ③第2回拡張計画(1932(昭和7)年完了)

第2回拡張計画は、1戸(5人)1日当たりの使用量を27.5立法尺(約765.2ℓ)と見込み、16万2000戸への給水を目指す。(千苺貯水池のかさ上げなどで対応し新たな水源は求めず)

but.給水戸数は1934(昭和9)年には予定の16万戸に到達

予想を超える人口増加と市域拡張(1929(昭和4)年に六甲村・西灘村・西郷村(合計約3万5000戸)を編入)

## 2. 青野川貯水池計画

### (1) 神戸市の計画

#### ① 第3回拡張計画(1933(昭和8)年3月の神戸市会で決定)

有馬郡中野村の青野川・黒川合流地点に堰堤を建設し7万5000戸(約40万人)分の水量を確保する計画/水源から千苜導水路まで黒川導水路を敷設  
水源決定の理由(資料139)

##### (1) 千苜貯水池の拡張 ×

→容積を3倍にしても給水戸数は36%しか増加せず不経済  
高平村内に水源を拡張した場合、家屋500戸、田畑の大半が水没

##### (2) 猪名川貯水池 ×

→地盤が低くポンプの設置か堰堤のかさ上げが必要  
導水路の距離が長くなる  
県域を超え(大阪府と兵庫県)神戸市の水源として疑問

##### (3) 淀川からの取水 ×

→揚水に費用がかかる(上ヶ原浄水場まで約120kmの揚水が必要)  
水質が悪いため浄化費用が必要

#### ② 灌漑用水への対応

武庫川下流の自治体から灌漑用水への影響を理由に青野川貯水池計画への反対運動が起こる(資料141)

神戸市の対応

(1) 貯水池頭部に導水隧道を設け夏期4ヶ月間の溪流量は全て下流に放流  
→多額の費用必要/農家は貯水池の利益得ず/渴水等に対応できず

(2) 貯水池頭部に流量観測所を設け流入する水量を観測し堰堤下流の出水管から放流

→観測結果や放水量に誤解を招きやすい(農家の納得が得にくい)

(3) 一定水量を堰堤下流から放流

→貯水池により渴水・大雨に対応できる but.「一定水量」決定困難

#### ③ 兵庫県の反対: 阪神上水道調査委員会の設置(1933(昭和8)年)

神戸市の第3回拡張計画認可申請を却下(1933(昭和8)年)

→神戸市は市単独での水道拡張を断念

### (2) 兵庫県の計画

現在の尼崎市から芦屋市にかけての阪神地区の市町村(西宮市と大社村を除く)に水道を布設する計画

#### ① 阪神上水道調査報告書(資料140、1933(昭和8)年)

青野川・山田川合流地点に堰堤を設けて取水することも検討

but.「神戸市を含む給水計画ニ於テハ充分調査攻究ノ価値アルベシト雖モ神戸市ヲ除ケル本計画ノ如キニ対スル水源トシテハ送水距離余リニ大ニシテ

経済的ニ其ノ利用価値極メテ少ナシ」

東部地方(尼崎・小田・園田・立花・大庄・武庫・瓦木・鳴尾・芝・今津)  
西部地方(御影・住吉・魚崎・本山・本庄・精道)

→ 東部地区は淀川から、西部地区は住吉川・芦屋川から取水

but.西部地区は水量不足→神戸市への編入、青野川貯水池への期待

### ②阪神地方上水道兵庫県計画概要(資料142、1935(昭和10)年)

1人1日当たりの使用量を180ℓ(最大270ℓ)とし100万人(既設水道の利用人口を除く)に給水する計画→1963(昭和38)年まで給水可能

千苧貯水池と青野川貯水池(予定)から取水(渴水に備えて淀川からも)

《1》神戸市の水道施設・水道計画を取り込んだ広域水道計画

《2》主水源として青野川貯水池の建設を予定

→神戸市の水槽施設・水道計画を取り込むことによって青野川貯水池からの導水を容易にする/阪神地域の自治体の水道計画を組み込むことによって青野川貯水池への反対を牽制

### 3. 関係市町村との協議－阪神上水道市町村組合の設立へ－

#### (1)第1回阪神上水道調査委員会(資料143、1935(昭和10)年6月27日)

青野川貯水池からの取水を第一とし渴水に備えて淀川からも取水する計画

夏期4カ月間の青野川貯水池からの放流は毎秒20立方尺(約556.4ℓ)とする

##### ①武庫川下流域の自治体の反応

夏期4カ月間の放水量は20立方尺で充分かどうか(特に渴水の場合)

→青野川貯水池の計画を取りやめるか淀川を主水源とするよう計画の修正を要求(県は主水源をどちらにするかの確答を避ける)

これに対して県は過去のデータから毎秒20立方尺を下回ることはなく、かつ貯水池の建設は渴水時にも水量を確保する上で有効だと反論

##### ②神戸市の反応

事業主体の早期決定を要求(事業の主導権確保を狙う?)

→特別委員会(小委員会)で検討

#### (2)第2回阪神上水道調査委員会(資料144、1935(昭和10)年9月17日)

特別委員会報告 ①事業主体は関係各町村組合とする

②「貯水池ヨリハ水道用水ノ外、夏期四箇月間毎秒二十立方尺ノ灌溉用水ヲ放流ス」を「貯水池ヨリハ水道用水ノ外、夏期四箇月間ニ於テ総量二億一千八十一万六千立方尺以内ニテ最大毎秒六十立方尺ノ灌溉用水ヲ必要ニ応ジテ放流ス」に修正

#### (3)阪神上水道市町村組合の結成(1936(昭和11)年7月21日)

神戸市も加入して阪神上水道市町村組合結成(→現在の阪神水道企業団へ)

### 4. 三田市域の動向と青野川貯水池計画のその後

#### (1)三田市域の動向

計画に関しては基本的に合意(資料145、1935(昭和10)年10月)するが、各町村ごとに独自の要求を出す

- ①三田町:雨量寡少の10月から5月まで分水要求(資料146、1935(昭和10)年11月)  
三田町上水道への無料配給を要求(近代資料1の資料155、1937(昭和32)年6月)
- ②三輪町:土地収用等あるいは飲料水等への配慮要求(資料147・148、1935(昭和10)年11月・12月)
- ③中野村:阪神上水道対策地元委員会を結成(資料149、1937(昭和12)年1月)  
貯水池の設置には原則反対だが設置強行する場合は生活保障などを要求  
(近代資料1の資料154、1937(昭和12)年6月)

(2) その後の動向

①青野川貯水池計画の中断

青野川貯水池計画は1939(昭和14)年に内務省から認可されるが本格着工されず淀川からの取水・導水工事が先行して実施され青野川貯水池計画は一時棚上げ  
(理由は不明だが武庫川下流域の町村の強い意向が反映した可能性もある)  
青野川の水利権と関係する土地占有権は未着工のまま更新し続ける

②神戸市からの水利権譲渡要求

北神地域のニュータウン開発に伴い水源が必要  
1962(昭和37)年11月 早期着工を要請 →阪神上水道市町村組合は回答せず  
1964(昭和39)年1月 水利権の譲渡を要求→組合はこの時も回答せず  
1965(昭和40)年11月 再度水利権の譲渡を要求  
→県から開発事業で水利開発を行う旨通知があったためとして回答を保留/県 や県議会との打ち合わせは不可、神戸市に対する文書回答も見合わせるとする部長のメモ書きあり(申し入れを事実上拒否)

③兵庫県の開発計画に伴う水利権の譲渡

1967(昭和42)年に兵庫県企画部開発調整課が、日本住宅公団・兵庫県住宅供給公社とタイアップして計画していた兵庫北摂丘陵開発との関係で、水源としての青野川に着目  
→阪神上水道市町村組合の検討結果  
①地形・地質上取水量を確保するため高いダムを建設することはできない  
②取水量に対して建設経費が高い  
③水没にともなう田畑・家屋の補償費が高い  
④阪神地域の水需要に比べ得る水量が取れない  
⑤三田市でも青野川の利用を検討中である  
→水道のみに利用を限ったダム建設を断念→水利権を兵庫県へ譲渡

5. おわりに

行政の広域化→広域行政を担当する県の指導・権限が強い(戦前も戦後も)  
否応なく巻き込まれる市町村行政→県との関係の作り方が行政運営の鍵